

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案に対する修正案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案の一部を次のように修正する。

第二条中「をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村」を削る。

第三条第一項中「指定市町村であって平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるもの」を「市町村」に、「同年」を「平成二十二年」に改め、同条第二項中「又は当該条例で定める指定市町村」及び「又は指定市町村」を削る。